

和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会規約

第1条 設置及び目的

岸和田市教育委員会（以下「甲」という。）、貝塚市教育委員会（以下「乙」という。）は、和泉葛城山ブナ林保護増殖事業実施に関する協定書(以下「協定書」という)の定めに基づき、天然記念物和泉葛城山ブナ林（以下「ブナ林」という。）の保護増殖を図ることを目的として、和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、ブナ林の保護増殖を図る事業に関し、下記の事項について指導、助言、意見及び事業計画の承認をする。

- (1) ブナ林の保護増殖に関する事項
- (2) 周辺緩衝帯の保全整備に関する事項
- (3) ブナ林の普及啓発に関する事項
- (4) その他保護増殖を図るために必要な事項

3 委員会の設置期間はその目的を達成するまでとする。ただし委員会の運営および、目的の遂行が著しく困難な事象が生じた場合はこの限りではない。

第2条 組織構成

委員会は6名の学識経験者及び別表1に定める行政職員から組織する。

- 2 委員の選任は甲乙が連名で依頼する。依頼する期間は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員会の定員は15名以内とする。
- 4 委員のほかに、オブザーバーを委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第3条 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により決定する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

第4条 委員会

委員会の招集は会長が行い、会長がその議長となる。

- 2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の2分の1以上で決する。
- 4 会長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5条 報酬並びに経費負担

報酬並びに委員会の運営に要する費用は、甲乙及び公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「丙」という。）が負担する経費から支出する。報酬については、委員会に出席した委員に対し、別表2に定める報酬を支給する。ただし行政所属の委員及びオブザーバーには支給しない。

2 会長の依頼により出席した者に対しても、別表2に定める報償を支給する。

第6条 旅費

委員が他府県より委員会に出席した場合又は業務のために他府県に出張した場合には、甲乙丙が負担する経費から旅費を支給する。ただし、行政所属の委員には支給しない。

2 会長の依頼により委員会等へ出席した者には、旅費を支給する。

3 旅費は、居住地から委員会の開催地又は目的地までの往復交通費で計算する。

第7条 疑義

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は甲乙丙が協議の上定める。

雑 則

この規約は平成29年 1 月 1 日から施行する。